

承認第6号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和2年5月26日提出

木津川市長 河井 規子

専決処分書

議会の議決すべき下記の事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年4月30日

木津川市長 河井 規子

記

木津川市都市計画税条例の一部改正について

木津川市条例第15号

木津川市都市計画税条例の一部を改正する条例

木津川市都市計画税条例（平成19年木津川市条例第59号）の一部を次のように改正する。

附則第21項中「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第61条」に改め、「第15条の3まで」の次に「若しくは第61条」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料（承認第6号）

木津川市都市計画税条例の一部を改正する条例新旧対照表

(新)	(旧)
本則（略）	本則（略）
附 則	附 則
1～20（略）	1～20（略）
21 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、 <u>第15条の3又は第61条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第61条」とする。</u>	21 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項 <u>又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで」とする。</u>
22（略）	22（略）